

2021 年度入学者選抜試験（未修者一般入試、既修者一般入試、3 年次生特別入試）における新型コロナウイルスの影響による入学者選抜の変更について

2020 年 11 月 22 日（未修者一般入試）及び 11 月 23 日（既修者一般入試、3 年次生特別入試）の第二次選抜について、募集要項に従い試験場（神戸大学）における実施を予定しますが、新型コロナウイルスの影響が拡大することにより実施日程及び方式を変更する場合及び新型コロナウイルス罹患患者等への対応は、以下の方式によるものとします。

2020 年 10 月 1 日

神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻

## 1 新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、神戸大学法科大学院が試験場（神戸大学）における筆記試験及び口頭試問を実施することができないと判断した場合

### （1）未修者一般入試について

11 月 22 日に、オンラインによる小論文試験及び口頭試問を実施することを予定します。募集要項 4 頁の選考方法及び口頭試問の内容並びに募集要項 4 頁から 5 頁の第二次選抜に変更は予定しませんが、募集要項 7 頁の試験日程のうち、小論文の試験時間には変更が生じる可能性があります。

### （2）既修者一般入試及び 3 年次生特別入試について

11 月 23 日に、オンラインによる筆記試験を実施することを予定します。募集要項 4 頁の選考方法及び募集要項 5 頁の第二次選抜に変化は予定しませんが、募集要項 7 頁の試験日程については変更が生じる可能性があります。

## 2 新型コロナウイルスへの罹患により療養や自宅待機を必要とされた者及び新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者とされた者への対応

試験場にて実施する筆記試験及び口頭試問を受験することは認めません。11 月 19 日（木）までに、神戸大学大学院法学研究科教務グループ（law-lsee@edu.kobe-u.ac.jp）宛てに電子

メールで連絡を行い、指示を受け、これに従ってください。

なお、罹患による療養・自宅待機の必要性や濃厚接触者判定等の事情があるにもかかわらず、このことを秘して第二次選抜を試験場にて受験した者については、入学試験を不合格とし、入学手続完了後（入学後も含む）であっても入学の許可を取り消すことがあります。

### 3 その他

法令の改正等により、入学者選抜実施方針のさらなる変更を行ったり、感染状況が拡大した際にオンラインによる選抜に切り替えることになる場合とその詳細については、神戸大学法科大学院ウェブサイト (<http://www.law.kobe-u.ac.jp/LawSchool/>) において告知を行いますので、定期的に確認してください。